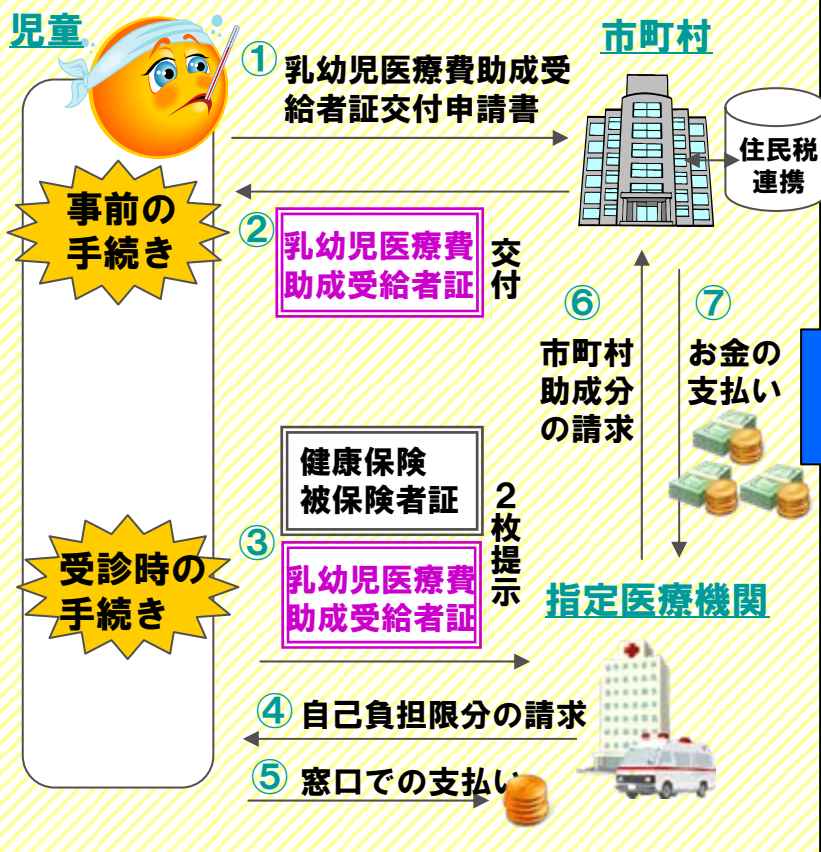


■公費負担(乳幼児医療費助成制度*)

* 乳幼児が健康保険証を使って医療機関にかかった時の保険診療自己負担分を公費で助成する制度

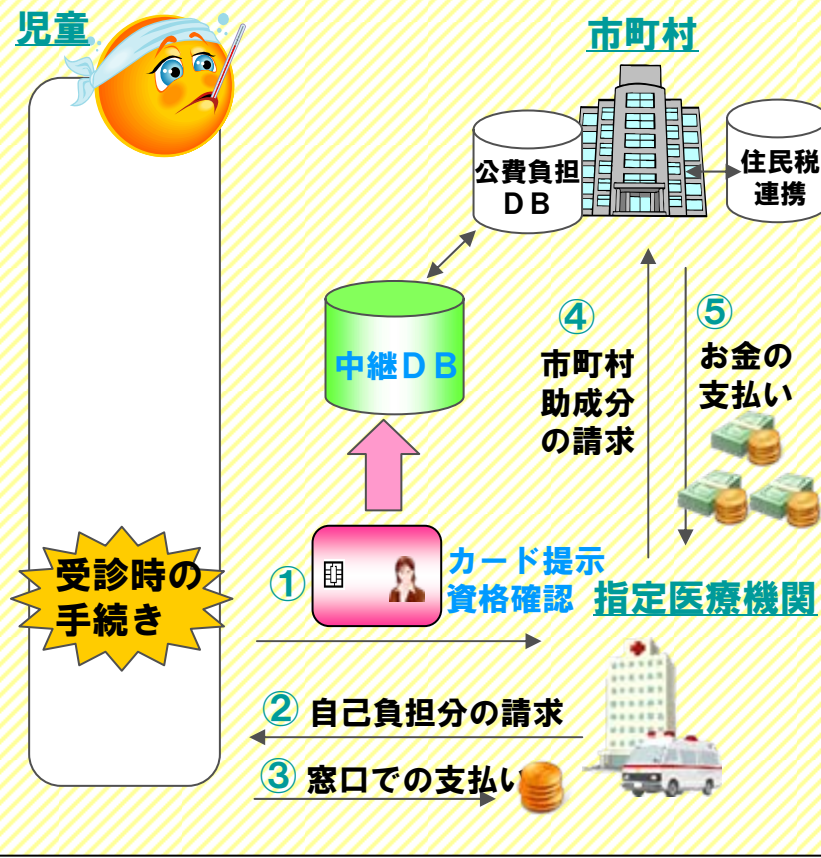
現行の手続き

乳幼児の家庭の経済的負担軽減のため、市町村では助成を行っているが、事前に申請し、乳幼児医療費助成受給者証を取得しなくてはならない。



共通コードの活用

1枚のカードで、乳幼児医療費助成の受給条件が確認でき、事前の申請が不要となり、窓口払いの際、自動的に軽減が適用される。



※市町村への請求は実際は審査支払機関を經由。

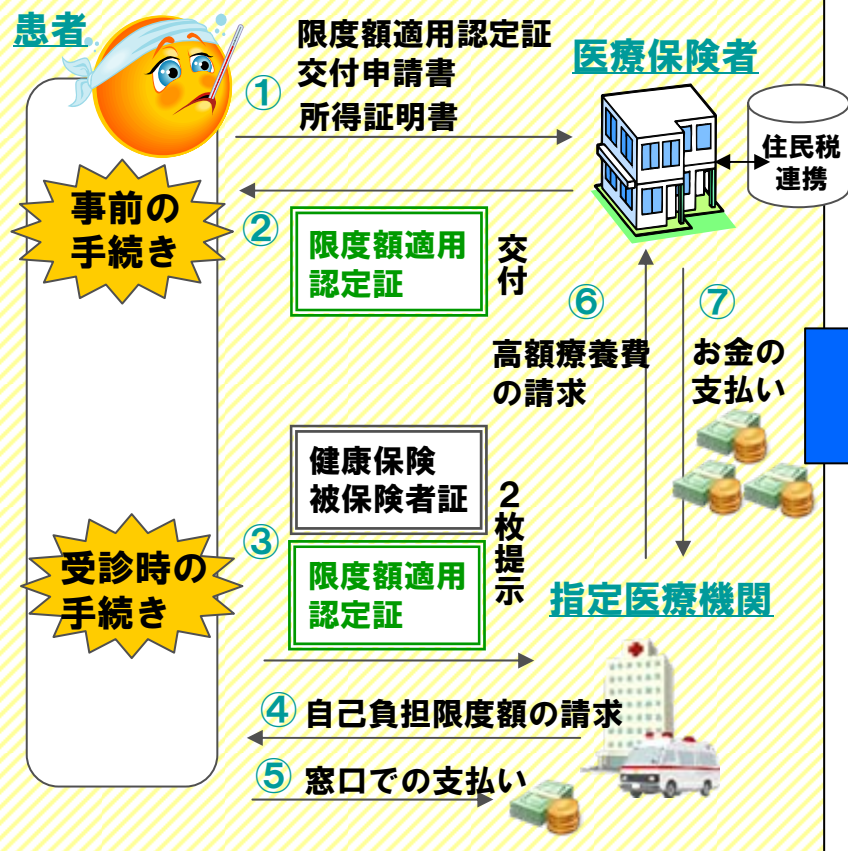
共通コード導入の効用の具体例(2)

■限度額適用認定制度*

* 医療費の自己負担が高額になったとき、入院したときの医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までとする制度

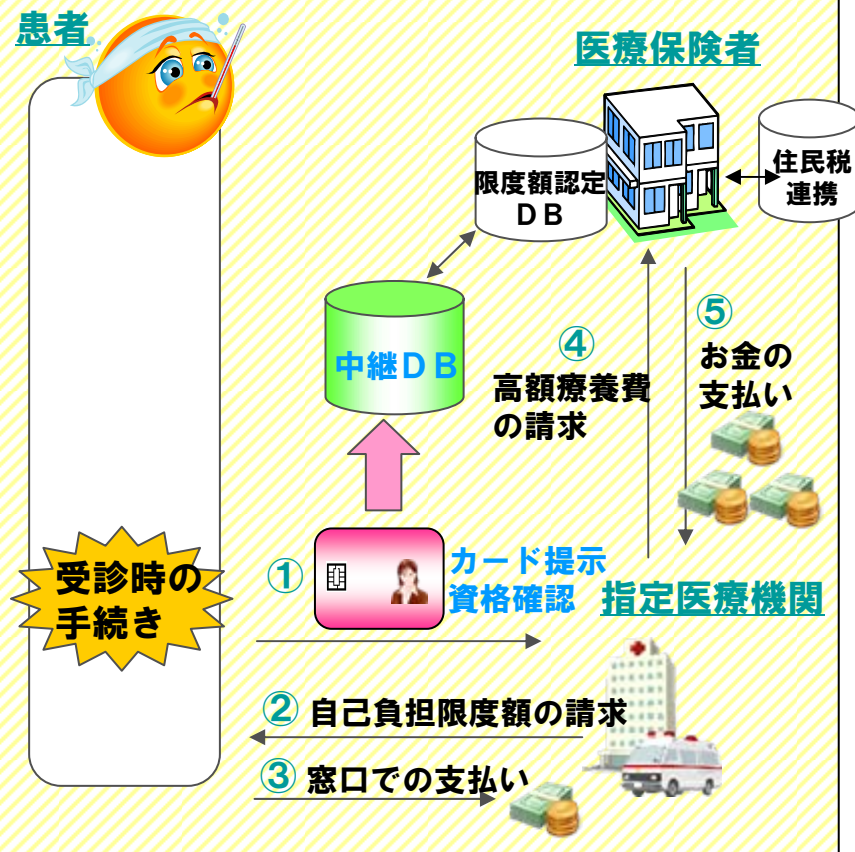
現行の手続き

窓口払いの自己負担が大きくなる場合、事後に医療保険者より超過分の償還を受けるが、窓口での支払いを減額するには事前に限度額適用認定証を申請する必要がある。



共通コードの活用

1枚のカードで、限度額適用の条件確認でき、事前の申請が不要で、窓口払いの自己負担の限度額を超えた時点で、自動的に軽減が適用される。



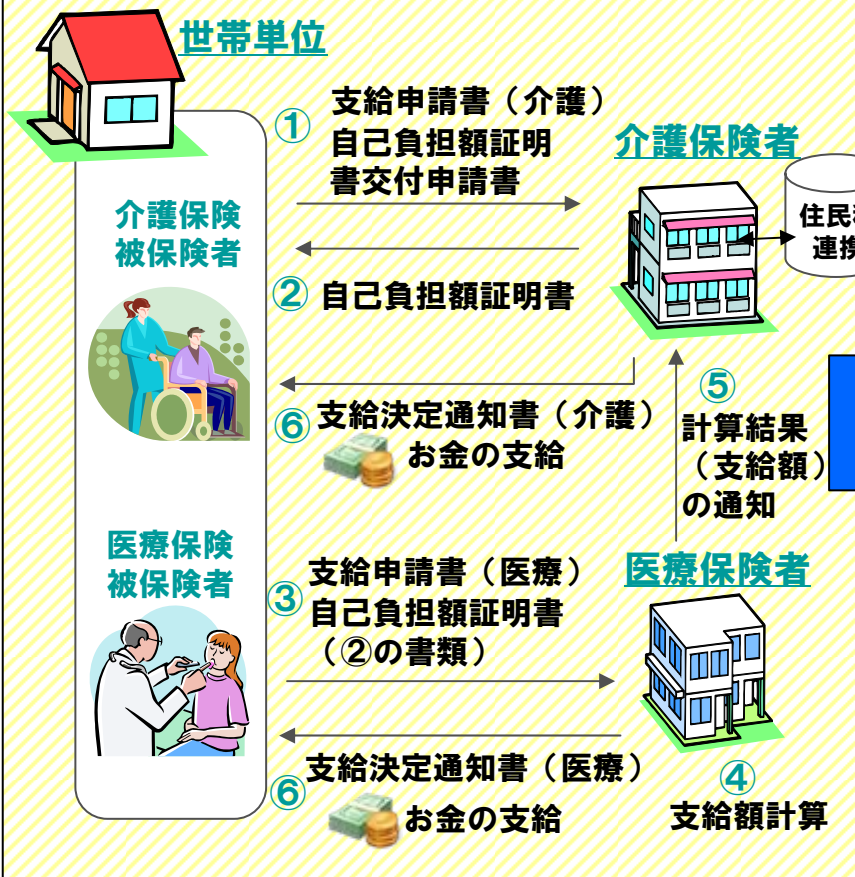
共通コード導入の効用の具体例(3)

■高額医療・介護合算療養費制度*

* 1年間の医療・介護の自己負担額の世帯合計が高額になった場合、一定の上限額を超えた部分が支給される制度

現行の手続き

介護保険と医療保険を利用し、世帯単位で年間の自己負担額が高額になった時に、各々の保険者に申請することにより、限度額の超過分の支払いを受ける制度。各々の比率に応じて支給を受ける。



共通コードの活用

世帯単位で介護保険と医療保険の自己負担額の紐付けによる合算が行われ、年間で限度額を超えた際に、被保険者毎に超過分の支払いを受ける。



共通コード導入の効用の具体例(4)

■児童手当制度*

* 児童を養育する保護者に対して、行政から手当が支給される制度

現行の手続き

子どもの出生時に市町村に届出。その後は毎年1回現況届を提出しないと、支給が受けられない。また、引越、転職時も同様の再手続きが必要。手続きが遅れると、その月の支給を受けられない。

児童を養育する者



- ① 認定請求書
所得証明書
健康保険証又は
年金加入証明書

- ② 通知書・お金の支給 **A市町村**



- ③ 現況届発送

年1回

- ④ 現況届提出

- ⑤ お金の支給



引越

B市町村

A市町村と
同じ手続き
(①~⑤)

B市町村

共通コードの活用

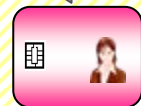
児童の年齢・その世帯の所得の紐付けにより、要件を満たした父母に自動的に初回告知・支給。その後は年1回の確認の告知。引越、転職後も市町村間連携により手続きが不要で、確認の告知が来て完了する。

児童を養育する者



- ① 児童手当の告知・給付

プッシュ型通知



- ② 年1回の告知・給付

プッシュ型通知



- ③ 引越後確認の告知・給付

プッシュ型通知



引越

B市町村

A市町村

B市町村

住民税連携

住民基本台帳

